コンタク	トレンズ検査料 1
コンタク	トレンズ検査料2
コンタク	トレンズ検査料3

の施設基準に係る届出添付書

	※ 該当する届出項目に〇を付けるこ		
1	外来患者の数		1
2	2 コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の数		2
3	3 外来患者に占めるコンタクトレンズ患者の割合②/① × 1 0 0 = %		
4	4 眼科診療を専ら担当する常勤医師の氏名等		
	氏 名 経		负年数
5	5 コンタクトレンズ検査料を算定した患者の数		3
6	6 5のうち、コンタクトレンズを自施設において交付した患者の数		4
7 者σ	7 5のうち、コンタクトレンズを自施設において交付しなかった患 者の数		(5)
8	コンタクトレンズの自施設交付割合 ④/(④+⑤) ×100 = %		
9	眼科の病床を有している。	(該当する・	該当しない)

[記載上の注意]

- 1 「1」は、届出前1年間(コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の数が月当たり平均500件を超える場合は、届出前6月間)において初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者(複数の診療科を有する保険医療機関にあって、同一日に他の診療科を併せて受診したことから初診料、再診料又は外来診療料を算定しない患者を含む。)の診療報酬明細書の件数を記入すること。
- 2 「2」及び「5」は、当該期間においてコンタクトレンズに係る検査を実施した 患者の診療報酬明細書の件数及びコンタクトレンズ検査料を算定した患者の診療報 酬明細書の件数を記入すること。
- 3 外来患者に占めるコンタクトレンズ患者の割合及びコンタクトレンズの自施設交付割合の算出に当たり、小数点以下は切り捨てることとする。
- 4 「4」の常勤医師の経歴(眼科診療の経験が分かるもの)を添付すること。
- 5 「5」の患者数がO人である場合にあっては、「6」から「8」までの記載は不要であること。
- 6 「6」には、自施設の近隣等にあるコンタクトレンズ販売店において購入した患者は含まないこと。